

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案 (条 例 案 の 概 要)	提出した意見
令和3年第6回定例会 議第141号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (岐阜県職員の期末手当の支給割合を年間0.15月分引下げ。岐阜県一般職の任期付研究員及び任期付職員の期末手当について、一般職員との均衡を考慮し年間0.10月分引下げ)	異議なし。 (R 3.11.29人委第200号)
令和4年第1回定例会 議第29号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止。 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を任命権者に義務付け)	異議なし。 (R 4.3.2人委第274号)

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- (1) 名 称 等 令和3年人事・給与統計 245ページ 24部
- (2) 調 査 対 象 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和3年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く）
- (3) 内 容 ア 人事に関する統計
 - (ア) 職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階学歴からみた職員構成等の静態統計）
 - (イ) 職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計）
- (4) 調 査 時 期 静態統計・給与統計 令和3年4月1日
動態統計 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで